

## ■第2回社会的養育体制整備計画策定部会以降の修正箇所

①正確性を期すための修文【第1章（計画の説明）、第3章（SDGsの記載）】

②用語・言い回しの統一【各所】

③委員意見を踏まえた加筆修正【第4章、第5章】

&lt;主な委員意見&gt;

(第4章)

- ・母子生活支援施設は、入所決定を行う市町村との関係が重要であることから、「3. 市町村の子ども家庭支援体制の構築等に向けた大阪府の支援・取組みについて」において母子生活支援施設に触れるべき。
- ・市町村の取組みが記載されているが、母子生活支援施設は一番身近な市町村と、より協力を深めるべき。特に、学習支援や産前産後の支援等に取組むことが重要。

(第5章)

- ・施設で受ける委託一時保護も増加しており、受け入れが困難な状況。困難は承知で、新たな一時保護所を大阪府として整備するくらいの打ち出しが必要。本部会からも主張していくことが大事。
- ・一保委託中の学習支援があれば、取組みの一覧に記載してはどうか。

&lt;全体を通じて&gt;

- ・子どもの意見については、巻末だけでなく計画の内容にも盛り込んで欲しい。また、意見を聞く機会は、計画策定のタイミングだけではなく、定期的にするべき。

④令和2年度からの新たな取組みを踏まえた修文【第5章、第7章第1節、第7章第3節】

&lt;第5章&gt;

- ・新たな一時保護所の設置をはじめとした更なる体制の強化策についての検討

&lt;第7章第1節&gt;

- ・B型フォスタリング機関の取組みに対するインセンティブの強化

&lt;第7章第3節&gt;

- ・児童養護施設等への自立支援担当職員の配置

⑤国通知に基づく社会的養護処遇改善加算に関する追記【第8章】

⑥「集計中」の数値の追記【第6章、第7章第1節】

⑦グループインタビューを踏まえた加筆修正【第5章、第7章第3節、第9章】

⑧グループインタビューの概要の追加【巻末資料】